

第 491 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 3 年 7 月 30 日（金曜日）午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1 - 4 - 1
岡山第 2 合同庁舎 2 階 共用会議室 A
- 3 出席者
- | | | |
|---------|---|---|
| 公益代表委員 | 岡 崎 伸 二
片 山 裕 之
西 田 和 弘
益 田 佐和子
横 山 純 子 | |
| 労働者代表委員 | 浅 山 里 奈
小 橋 政 次
小 林 陽 一
野 瀬 仁 志 | |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
鶴 海 元
錦 織 勝 輝
西 谷 治 朗
槇 野 博 通 | |
| 事務局 | 岡山労働局長
労働基準部長
賃金室長
賃金係長
監察監督官 | 内 田 敏 之
子 安 成 人
木 村 弘 之
遠 藤 英 文
諏 訪 雅 浩 |

4 議 事

遠藤係長

ただ今から、第 491 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の審議は公開にて行います。

まず、定足数の確認について御報告申し上げます。

本日は労働者委員の内藤委員 1 名が御欠席、他の委員 14 名が御出席でございますので、最低賃金審議会令 5 条 2 項の定足数、委員の 3 分の 2 以上又は公労使各 3 分の 1 以上の出席を満たしておりますことを御報告いたします。

本日御審議いただく議題につきまして御説明申し上げます。

お手元にお配りしております議事次第を御覧ください。

- (1) 地域別最低賃金額改定の目安の伝達について
- (2) 最低賃金基礎調査結果等の資料説明について
- (3) 岡山県最低賃金専門部会の運営について
- (4) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について（諮問）
- (5) 岡山県最低賃金専門部会の運営について
- (6) 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書及び意見陳述について
- (7) 今後の審議日程について
- (8) その他

でございます。

会長、よろしく願いいたします。

西田会長

皆様、暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。
早速、議題(1)の「地域別最低賃金額改定の目安の伝達について」から審議に入ることとします。

令和 3 年度の目安についての伝達を事務局からお願いいたします。

木村室長

令和 3 年度の目安につきまして、御説明いたします。本年は、中賃目安小委員会において当初予定の 7 月 13 日には取りまとめに至らず、7 月 14 日、第 5 回目安小委員会が開かれ、ここで取りまとめられ、7 月 16 日に開催された中央最低賃金審議会において厚生労働大臣宛て答申が行われました。本日の資料 1 にその答申を記載させていただいております。

また、関係資料といたしまして、資料 No. 2 の「令和 3 年賃金改定状況調査結果」、資料 No. 3 の「春季賃上げ妥結状況（令和 3 年）」、資料 No. 4 の「時間当たりの賃金分布」を準備させていただいてお

ります。

最初に、「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」から御報告いたします。

資料No.1の最初のページです。1のところで「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった」ということでもあります。以下5項まで答申が行われ、別紙1として公益委員見解、別紙2として目安に関する小委員会報告が取りまとめられています。

詳細は、御確認いただきたいと思いますが、私から答申について何点か御報告いたします。

引上げ額の目安につきましては、答申の別紙1の公益委員見解の表にありますように、A、B、C、Dすべてのランクにおいて28円となっております。

また、生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続きかい離が生じていないことが確認されています。

別紙2に小委員会報告がございますが、その冒頭では、「累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。」とされ、また、この中では労働者側見解、使用者側見解がそれぞれ報告されております。項番4、最後のページのところですけれども、「意見の不一致」として、「本小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。」とされています。

報告の中で公益委員は、項番5のところで、今年度の目安審議については、「平成29年度全員協議会報告で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、『経済財政運営と改革の基本方針2021』及び『成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ』に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、公益委員の見解を取りまとめたものである。」とし、取りまとめに当たっては、前のページに戻りますけれども、見解2（1）の①から⑦を総合的に勘案し、検討を行ったとしています。ここに公益委員の考え方が凝縮しているということでもあります。

目安の取りまとめに当たっては、賃金実態や名目GDPなど経済状況の回復度合い、新型コロナ禍ではあるが、ワクチン接種の進展により昨年とは議論の前提が異なること、雇用情勢も横ばい園内で推移していること、一方でコロナの影響により厳しい業況の中小企業に対して支援の強化を図る方針など、賃金引上げによる消費の拡大、経済の好循環の実現、非正規労働者の処遇改善が社会のすう勢であること、これらを総合的に勘案したものとされ

ています。

この見解について、最後のページ項番5のところでは、委員会として「地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。」「なお、使用者側委員は、公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当ではないとの意見を表明した。」としています。

このことについて、第5回目安小委員会においては、公益委員見解を中賃本審へ報告することについて、使用者側は反対との意見とともに、採決を求め、採決の結果、賛成多数により取りまとめられています。その後、中賃本審においても、目安小委員会に引き続き公益委員見解及び目安小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示することについて使用者側は反対との意見とともに採決を求め、採決によることとなりましたが、あくまで中賃の意思としてこの答申は取りまとめられたものとなっています。

小委員会報告の最後には、「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性を強く求め、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。」さらに、「行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。」など委員会としての強い意思を示すものとなっています。

以上が答申に関わる報告となります。

続きまして、資料2の「令和3年賃金改定状況調査結果」です。これは中央最低賃金審議会の資料に資するため実施されたものですが、調査の概要としましては、調査の地域は全国、産業としては、日本標準産業分類に基づきこの報告書の概要に記載の（ア）から（キ）の産業となっております。

調査対象事業所についてですが、調査事業場数は、全国で15,641事業場、Cランクの事業場は4,191事業場、選定方法は記載のとおりです。Cランクの集計事業場数は1,375事業場であり、回収率は32.8パーセントとなっています。集計労働者数は、全国で34,655人となっています。調査事項及び基準となる期日又は期間については、調査の概要に記載されているとおりです。

各表の説明に移ります。

まず、1枚めくっていただいて第1表になります。「賃金改定実施状況別事業所割合」として、AからDのランクごとに業種別に改定状況の割合が示されています。

次のページ以降、第2表は「事業所の平均賃金改定率」です。これもランク、産業ごとに引上げ事業場、引下げ事業場、改定実施・凍結事業所の計となっています。

第3表は「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」となっています。分散係数の値が小さいほどデータの広がりや程度が少ないことを意味します。

もう一枚めくっていただいて第4表の①、「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」全体の表となっています。全体の引上げ率は、この表の左側の上の方、男女計のところにあります。全体の引上げ率が0.4%、Cランクにおいては、0.5%となっています。

この表の資料訂正につきまして御報告させていただきます。今出しているこの表は訂正済みとなっております。この第4表につきまして7月1日の中賃目安小委員会に提出した資料に誤りがあったことが判明いたしました。このために7月7日の小委員会において、改めて謝罪と訂正が報告されています。訂正内容につきましては、No.2の最後に正誤表を付けております。

第4表①の数字ですが、3枚目の裏面になります。これは令和3年の訂正後のものです。色のついたところが訂正ですが、Cランクの賃金上昇率は男女計0.5%となっています。先ほど今年度の数値として申し上げたものです。前年度の数字もここにありますが、Cランクは1.3%になります。訂正前は次ページの同じ男女計で0.6%です。0.1%下方修正となっています。令和2年については、1.5%で、これも0.2%下方修正となっています。令和2年のその他の修正箇所につきましては、後半の令和2年調査結果訂正後、訂正前を掲載しておりますので御確認いただきたいと思います。

誤りの原因につきましては、令和2年調査時のプログラム改修の際に、一部産業の集計に当たり、誤った集計が行われていたことが判明したというものであります。令和3年調査においても同じプログラムを使用したことにより集計誤りが生じたということです。

このことにつきまして、昨年決定した岡山県最低賃金に影響があったのかどうかということですが、金額に影響はないと理解しています。確かにこの調査結果は中賃及び地方の審議会においても参考とする指標として使用しておりますが、特定の指標のみによって自動的に計算したものではないことや、他の指標や岡山の実情を公労使で議論した結果として決定いただいたものでございます。

厚生労働本省は、再発防止の徹底を図るとしており、是非御理

解をお願いしたいと思います。

そのほか改定調査につきましては、

参考1「賃金引上げの実施時期別事業所数割合」

参考2「事由別賃金改定未実施事業所割合」

付表として「労働者構成比率及び年間所定労働日数」

となっています。

続きまして、資料No.3「春季賃上げ妥結状況」を御覧ください。令和2年と令和3年度のものを掲載しています。それぞれ、連合と経団連の中央段階での調査結果となっています。

次ページは、岡山県内の春季賃上げ妥結状況を連合岡山並びに経営者協会集計により取りまとめたものです。昨年との比較において賃金上昇率はやや下回っている傾向にあるものの、一部では前年と同水準、あるいは2年ぶりに額、率ともに上回っている結果も出されているところがございます。御確認いただきたいと思っております。

次に資料No.4の「時間当たりの賃金分布」でございます。少し見づらいのですが、これは、令和2年の賃金構造基本統計調査の特別集計から作成したもので「一般労働者・短時間労働者」の賃金分布を示しております。全体のイメージとして捉えていただければと思います。

若干長くなって申し訳ありません。報告は以上でございます。

西田会長

ただ今の伝達、資料の説明について御質問等ございますでしょうか。

(特になし)

西田会長

先ほど事務局から、賃金改定状況調査結果について、令和2年度の訂正の報告がありました。この訂正による昨年度の審議への影響について私の認識を申し上げます。

調査結果が間違っていたのは大変大きな問題なのですが、4表の指標も含め、様々な観点から審議会として議論し総合的に判断したものであります。ですから、これにより議論がゆがめられたとか、金額に影響はなかったと認識しています。

委員の皆様、その認識でよろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長

ありがとうございます。

議題(2)の最低賃金基礎調査結果等の資料説明について、事

務局からお願いします。

遠藤係長

私からは、岡山県最低賃金の基礎調査結果報告について説明をさせていただきます。

資料を御覧ください。資料No.5が基礎調査の資料となります。

まず、基礎調査とはどのような調査かということについて説明いたします。1ページを御覧ください。基礎調査とは、岡山地方最低賃金審議会の審議のための基礎資料を得ることを目的とし、岡山県における地域別最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。

対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、岡山県最低賃金が適用される、ア～クまでの業種、製造業、情報通信業のうち新聞業及び出版業、卸売業・小売業、学術研究・専門技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉、他に分類されないサービス業となっております。

調査対象事業所の規模は、製造業、情報通信業のうち新聞業及び出版業は100人未満、その他の産業は30人未満の事業所が対象となっております。

調査対象労働者は、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。

調査対象となる賃金は、令和3年6月分の所定内賃金となっております。これは、基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計は、統計的手法により、各産業・規模別に事業所を分類しまして、その分類ごとの事業所総数により定められた抽出率によって必要調査数を算出し、復元した数値で集計しております。

以上が基礎調査の概要です。それでは、最低賃金基礎調査の結果について御説明いたします。

次の2ページを御覧ください。ローマ数字のⅡの「最低賃金基礎調査による現行最低賃金未満率」ですが、現行の岡山県最低賃金834円未満の労働者の割合を示しております。集計結果から算定しますと、未満率は男性1.15%、女性2.82%、男女合計で2.02%となり、昨年に比べて高くなっております。

Ⅲは、「最低賃金基礎調査における特性値一覧表」でございます。こちらは後ほど説明させていただきます。

続いて、3 ページ以降の総括表について説明します。総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。

3 ページの「岡山県最低賃金調査結果」ですが、これは、7 ページから 9 ページの総括表 (1) の左半分を見やすく拡大したものです。この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。表の一番上を見ていただきますと、823 円とありますが、これは 823 円までの労働者は合計 5,618 人おり、その内訳として 1 名～9 名の規模の事業所で 3,775 人、10 人～29 人の規模で 1,243 人いることを示しております。下に行きまして、現在の最低賃金額 834 円の階級になると 5,985 人から 10,693 人に急に増えており、この 834 円の階級に約 4,000 人が属していることが分かります。さらに下の 840 円の階級、そして 850 円の階級でも累計数が大きく増えていることが見て取れると思います。

7 ページの「総括表 (1)」は、「規模別」・「年齢別」に賃金階級ごとの集計となっております。「総括表 (2)」につきましては、「男女別」・「男女ごとの年齢別」に賃金階級ごとの集計となっております。

15 ページには、集計結果の「特性値」の推移が記載されております。

分位数とは、賃金を低い方から高い方へずらっと並べて 20 等分、10 等分、4 等分のように等分した時にその最初の境界に位置する数字です。

これらの数値を見ますと、「第 1・20 分位数」は、24 年度以降、700 円で推移していましたが、次第に上昇し本年度は 840 円となっております。その他も年々おおむね上昇しており、「第 1・10 分位数」は、今年 850 円となっております。

「第 1・4 分位数」は、昨年 900 円から今年 915 円に上昇しております。また、「中位数」は、昨年の 1,100 円から 1,130 円に上がっております。「時間当平均賃金」は 1,307 円に上がっております。「月平均賃金額」は 191,178 円と昨年の 181,255 円から上がっております。この下のグラフは今説明したことをグラフ化したものになります。

続いて 17 ページに「最低賃金改正の影響率」の表を載せております。

こちらは、現行の岡山県最低賃金の時間額 834 円から引上げを行った場合の「引上率」及び調査結果に基づく「影響率」を、1 円ごとに取りまとめたものです。今年 30 円まで掲載しています

ので参考にしてください。

19 ページ以降のグラフは、先ほど説明した総括表をグラフ化したものです。19 ページは賃金階級別の労働者数の分布についてグラフを作成しております。

20 ページは、「賃金階級に対する労働者の累積度数分布」を昨年度と比較したグラフです。20 分位数、10 分位数、4 分位数と中位数のところに線が引いてありますが、この線と交わる線がその数値となります。

それから、21 ページは、賃金階級に対する該当労働者の分布を昨年度と比較したもので、22 ページは、同じグラフを 100 円刻みにしたものです。

以上が最低賃金基礎調査結果の報告になります。

木村室長

引き続きで大変恐縮ではございますが、私から資料No.6 以降の御説明をさせていただきます。

資料No.6 ですが、これは「岡山県最低賃金年別時間額引上額」を経年的にグラフ化したものです。

次の資料No.7 ですが、これは、岡山県最低賃金を年別に時間額の引上率、影響率をまとめたものです。細い実線が影響率、太い実線が引上率となっています。

平成 30 年の影響率につきましては、時間額がこの年 800 円を超えて 807 円となった影響ではないかと考えられます。少し高い数字になっております。令和元年度も引上げ額が大きかった影響も推察されるところであります。

次の資料No.8 を御覧ください。こちらは、「世帯人員数別（1 人）標準生計費の推移（岡山市）」です。令和 2 年の岡山市の標準生計費は 101,250 円となっています。岡山県人事委員会が県職員の給与に関する報告において調査しているものです。

年単位で数値を見ると変動が大きいため、3 か年の移動平均として折れ線を加えております。これを御覧いただくと岡山市の標準生計費の大まかな動きが分かるのではないかと思います。

次に資料No.9 です。9 の①と②がありますが、これは、令和 2 年の賃金構造基本統計調査における都道府県別新規学卒者の所定内給与額となっています。前年度までは都道府県、性別、学歴別初任給額及び東京を 100 とした時の格差として公表されていましたが、令和 2 年度調査より調査事項が変更となっております、新規学卒者の所定内給与額として集計されております。

男性・女性別につきましては次ページ以降に記載しています。

岡山については、男女計大学卒が 217,500 円、高専・短大卒では 185,300 円、高卒では、175,400 円となっています。

それから、資料No.9-②ですが、これは、「決定初任給（高校卒）の推移」という表を掲載しています。これは労務行政研究所の集計で中賃に提出された資料でございます。

続きまして資料No.10 ですが、パートタイム労働者の都道府県別の「募集賃金平均額」、裏面が「募集賃金下限額」をランク別に掲載したものです。ハローワークで受理したパート労働者の求人票が元になっています。

資料No.11、直近の雇用情勢です。今朝解禁となった6月末時点の有効求人倍率は1.45倍と前月比上昇が見られます。基調判断としては令和3年4月より維持され、「求人が求職を上回って推移しているものの、求人が弱含んでおり、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある」とされています。詳細な状況については、後ほど中を御覧いただきたいと思います。

続きまして、資料No.12 でございます。日本銀行岡山支店の本年7月1日発表の「岡山県金融経済月報」を添付しています。

概況としては、県内景気は「新型コロナウイルス感染症の影響などから、弱めの動きとなっている。」とされています。

最終需要をみると、個人消費は「弱い動きとなっている。」、設備投資は「高水準となっている。」、住宅投資は「高めの水準となっている。」、公共投資は「高水準で推移している。」、輸出は「低水準が続いている。」。

こうしたもとで、県内主要製造業の生産は「横ばい圏内で推移している。」、雇用・所得環境をみると「労働需給は弱めの動きが見られているほか、雇用者所得も下押し圧力が強い状態にある。」などの景況判断がなされております。

以降が個人消費、設備投資等実体経済動向となっておりますので、御覧いただければと思います。来週には8月分が発表される予定となっております。

次の資料No.13、これは、岡山財務事務所の令和3年4月発表の「岡山県内経済情勢」です。1ページ目の総論のところでは総括判断として、「県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直しつつある」とされています。

総括判断の要点としましては、各項目の判断を御覧ください。

この情勢報告も8月中旬には直近のものが発表されることとなっております。

続きまして資料No.14、岡山県が7月21日に発表した令和3年5月分の岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数、速報値となります。業種により生産動向に差異が認められるものとなっております。個々の具体的な数値については御確認いただければと思います。

続きまして資料No.15 ですが、中小企業・小規模事業者に対する支援施策として、「中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」を付けさせていただいております。前回の審議会でも生産性向上のヒント集として中小企業事業者への支援制度等の御案内をさせていただいています。このマニュアルは経済産業省・中小企業庁と厚生労働省共通の紹介マニュアルとして作成されたものであります。政府が実施しております支援施策として、賃金引上げに向けた取組に活用いただけるメニューが掲載されております。各事業所のニーズにより参考にさせていただきたいと思っております。

また、賃上げしやすい環境を整備するための中小企業・小規模事業者支援策について、7月12日、自由民主党政務調査会より官房長官あて提言が出されています。この提言が資料No.16になります。また、これ以前に6月8日に開催された「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」において、菅総理から、「新型コロナにより賃金格差が広がらないよう、最低賃金を引き上げる環境を整備します。このため事業所内の最低時間給を引き上げるための助成を拡充します」という発言もされています。

これら総理指示を受けて環境整備を図るということで業務改善助成金等拡充策を検討した結果について、資料No.15-②として横長の資料になりますが、添付しております。これは、7月21日の経済財政諮問会議に厚生労働大臣、経済産業大臣が共同で提出したものです。

私どもも機会あるごとに周知に努めてまいりますが、是非委員の皆様方のネットワークにおいても周知をお願いしたいということでございます。

最後に、資料No.17 ですが、引き続きコロナ禍にあつて、様々な影響を受けているわけですが、労働行政に関する指標を提示させていただきました。

1つは雇用調整助成金のこの間の支給決定状況です。1枚目になります。岡山労働局における業種別に集計した支給決定件数です。主に昨年2月からとなりますが、令和3年6月末現在、雇用調整助成金の支給決定は39,800件、緊急雇用安定助成金、これが10,839件、合計で5万件を超えるものとなっています。雇用調整助成金については、ほぼすべての業種から申請がありますが、上位は製造業、卸売業・小売業、宿泊・飲食サービス業、建設、運輸となっております。支給決定金額は、6月末現在430億円を超えています。なお、この雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金につきましては、申請受理後おおむね2週間程度で支払いが行われています。次ページ以降全国集計を載せています。

資料No.17-②はコロナ関連の労働相談の推移です。相談内容、業種別に取りまとめています。昨年6月くらいまで、コロナの先行きが全く不明な中で、様々な相談により相談件数が多くなっていますが、今年になってからは、やや落ち着いた数字となっています。

No.17-③は、これは帝国データバンクの7月21日発表のものですが、新型コロナウイルス関連の倒産動向になります。7月21日発表分で岡山県は日本地図の表を見ますと23件となっています。

以上、長くなりましたけれども、資料の説明をさせていただきました。よろしく申し上げます。

西田会長 ただ今の資料説明について質疑を行いたいと思いますが、何かございますでしょうか。

鶴海委員 資料No.17-①で、雇用調整助成金の支給決定状況という形で助成件数が載っていますが、雇用調整助成金の支給決定件数が39,800件となっていますけど、これは岡山県ですよね。

木村室長 岡山県です。

鶴海委員 岡山県で全部の業種をまとめると何社ぐらいあるんですか。
要するに、39,800件が率として岡山県全体で言えば何%になるのか分かりませんか。

内田局長 データが違うのですが、事業所センサスによると岡山県には8万件事業所があります。ざっくり考えますと半分くらいは。

鶴海委員 ざっくり8万社あるんですね。

内田局長 ただ、実際に、本当に小さな零細も全部加わりますし、この件数には何回か同じ会社が申請した件数も入っていますので、ダブりとかもありますので、大変難しいところもあるのですが、ただ、これだけの件数、400億という支給額が来ていますので、県のお金ではなく、国から直接400億来ていますから、相当効果が出ていると思います。

日本全国では雇用調整助成金を支給したことによって2.6%失業率が下がっているというデータもありますし、岡山県は元々雇用情勢が非常に良かったので、そこまではいかないにしてもかなりの効果を得ていると思っております。

鶴海委員 何が言いたいのかというと、そうやって助成金を申請できる会社は良いんですよ。できる会社は。できない会社というのが気になっているんです。

そういう意味で、何件ですかという言い方をしたんです。

内田局長 できる会社をさせていただいております。

鶴海委員 はい、結構です。

西田会長 ほかはいかがでしょうか。

(特になし)

西田会長 よろしゅうございますかね。
これらの資料につきまして、審議の参考にさせていただきますようお願いいたします。

次に議題（3）の「岡山県最低賃金専門部会の運営について」審議に入ることとします。

前回の第490回審議会において、岡山労働局長から岡山県最低賃金の改正決定についての諮問がありましたので、例年どおり最低賃金法に基づく専門部会委員の任命手続が行われています。

事務局から説明をお願いします。

木村室長 資料No.18を御覧いただきたいと思います。労使委員の推薦公示等を行いまして、公労使各3名を任命しております。御確認いただきたいと思います。以上です。

西田会長 本審議会終了後、引き続き第1回専門部会を開催し、岡山県最低賃金の改正決定に係る調査審議を行うことになっています。

そこで、専門部会の運営についてですが、最低賃金審議会令第6条第5項において、「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されておりますので、大変難しい審議をお願いいたしますので、このような形にできるかどうかは分かりませんが、昨年までと同様に専門部会で全会一致の場合には、専門部会の決議を本審の決議として答申するという取扱いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長

ありがとうございます。

当審議会としてそのように運営することにいたします。

次に、議題（４）の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定」について、前回の審議会において労働局長から特定最低賃金の必要性の有無に係る諮問がありましたが、この審議の中で今年度は必要性の有無の段階から専門部会を設置して調査審議を進める方針をお示ししたところです。今年度はこの方針で進めることとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

西田会長

ありがとうございます。

今年度はこの方針で進めることといたします。この場合、審議を効率的に進めるために諮問内容の一部変更が必要とのことであり、事務局から説明をお願いいたします。

木村室長

前回フロー図で御説明したとおり、7業種それぞれの必要性専門部会で「必要性あり」で全会一致となった場合には原則として本審を開催し、金額改正の諮問手続が必要となります。しかし、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正決定についても併せて調査審議をお願いする。」を加えることで、本審を開催することなく、引き続き金額審議に移ることができるようにするものであります。

労働局長による諮問ですので、諮問文を内田局長より会長へお渡しした後、私の方で諮問文を代読させていただきます。

（局長より会長へ諮問文を手渡す）

（諮問文の写しを各委員に配付）

（賃金室長諮問文代読）

木村室長

改めて諮問させていただきましたので、内田局長より御説明申し上げます。

内田局長

前回、7月2日の第490回審議会におきまして、岡山県内7業種の特定最低賃金について、改正決定の必要性の有無の意見を求める諮問をさせていただきました。

本日までの審議におきまして、今年度は、各特定最低賃金について改正決定の必要性の有無の審議の段階から専門部会を設置し、各産業の関係労使で県内の実情を踏まえて調査審議を進めることが確認されております。

従来とは異なるスケジュールとなることから、効率化の観点で本日改めて改正決定の必要性の有無及び改正決定について諮問をさせていただきます。

委員の皆様には、地域別最低賃金の審議に引き続いて、大変な御苦労をおかけすることとなりますけれども、各産業の実情を十分踏まえた丁寧で円滑な審議をよろしくお願ひしたいと思います。

西田会長

ただ今、労働局長からの諮問があり、7業種の特定最低賃金について、前回の審議を受けて、諮問の一部が変更されました。

今年度、特定最低賃金の審議に当たって、従来とは異なるスケジュールで審議を進めることとなりますが、労使のイニシアティブにより議論が行われることに変わりはありませんので、各委員の一段の御協力をお願いしたいと思います。

次に、特定最低賃金専門部会設置に関する事務手続について、事務局から説明して下さい。

木村室長

規定によりまして、本日付で専門部会の労使代表委員の推薦について公示することとします。最賃法第25条第1項に基づく必要性審議の専門部会と、全会一致となった専門部会については、引き続き最賃法第25条第2項に基づく金額改正審議の専門部会の委員を兼務するものとして推薦公示文に記載します。

西田会長

労使、各側の委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長

ありがとうございます。それでは、議題(5)岡山県特定最低賃金専門部会の運営についてでございます。

今後の特定最低賃金専門部会の審議の進め方として、1点目は審議会令第6条5項の適用と、2点目として必要性等審議の専門部会の公開、非公開についてお諮りします。

まず必要性の有無に関する専門部会において全会一致の場合は、審議会令第6条5項の規定を適用したいと思います。したがって、専門部会での決議を本審の決議とし、金額改正審議に移行することとします。そして、金額改正の専門部会において全会一致の場合は、過去と同様に令第6条5項を適用し、本審の開催を行わず、答申を行うこととします。

なお、個別の各専門部会において、必要性の有無について全会一致とならなかった場合は、本審に報告し、審議終了となります。また、必要性の有無について全会一致となり、その後金額改正審議に

において全会一致とならず結審した産業につきましては、本審へ報告の上、審議が行われることとなります。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長

次に、必要性専門部会の公開、非公開については、これまで必要性審議は実質本審で1回、公開により実施してきました。しかし、今回は必要性なしか、1円以上の改正を行うのかを専門部会で丁寧に審議する予定となります。部会の公開、非公開は部会長が判断するとなっているため、第1回の専門部会でそれぞれ判断することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長

当審議会としてそのように運営することとします。

木村室長

事務局として2点確認させていただきたいと思います。

1点目は各特定最賃の第1回専門部会は公開として開催、議事録を作成、第2回目以降の部会については、部会長の判断によって非公開の場合には議事要旨を作成し、公開するということによろしいでしょうか。

2点目は第1回特定最低賃金専門部会の開催について、具体的な日程については、今後任命された委員の方々との調整となりますが、今年度従来と異なる審議の進め方をすることについて説明も必要かと思えます。そのため、合同部会として開催したいと考えていますが、いかがでしょうか。

西田会長

1点目の議事録の取扱いについては事務局の提案の方法でよろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長

事務局提案のとおりということによろしく申し上げます。

2点目の特定最低賃金専門部会について、第1回目を合同部会として開催したいという事務局の提案でございます。7業種が一堂にというのは困難かと思えますけれども、第1回目は合同部会としてできる限り複数の部会を同時に行いたいという提案ですが、これについていかがでしょうか。

(異議なし)

西田会長 それでは、そのようにお願いします。

木村室長 ありがとうございます。

西田会長 第1回部会を合同部会として準備を進めていただくこととします。御協力をよろしくお願いします。

続きまして、議題(6)の「岡山県最低賃金改正決定に対する意見書及び意見陳述について」事務局より説明をお願いします。

木村室長 岡山県最低賃金の改正に係る意見書の提出につきましては、改正決定に係る意見聴取の一般公示を行いましたところ、提出期限の7月26日までに、岡山県労働組合会議など5団体及び組織内の組合員から、お手元の資料No.19になりますけれども提出されています。

また、岡山県労働組合会議からは、意見を記載した文書以外に最低賃金の引上げを求める要請署名6,739筆の提出がありました。これら要請署名につきましては、回覧とさせていただきます。

(最低賃金の引上げを求める要請署名の回覧)

西田会長 これから、意見書の提出のありました団体から、意見発表をしていただきます。

意見発表の順番は、意見書の受付順とさせていただきますので、最初に岡山高教組の方に意見発表をしていただきます。

意見発表される方は演台までお進みください。

(岡山県高等学校教職員組合発表者演台へ)

西田会長 意見発表をお願いします。

審議会の時間の都合もありますので、5分をめぐりに意見発表をお願いします。

岡山県高等学校教職員組合

■ 皆さんこんにちは。

本日は意見発表の機会を与えていただきまして本当にありがとうございます。

私は岡山県高等学校教職員組合、岡山高教組で役員をしております■と申します。

仕事は高等学校の教員をしているという関係から、学校の現場で

働く教職員、それから、学校で学ぶ、特に私ども高教組は高校生の教育に当たっておりますので、高校を卒業して社会に出ていく高校生の立場から2点意見を申し上げたいと思います。

1点目は最低賃金の大幅な引上げをお願いしたいということ。

2点目は全国一律の最低賃金制度に変更するように取組をお願いしたいということでございます。

まず、1点目の最低賃金の大幅な引上げにつきましては、先ほど聞いておりましたが、全国で28円の引上げという目安が示されたと聞いております。しかし、現状では岡山県834円という金額で、どうしてそれだけで人間らしい生活をするということは難しい水準ではないかと考えております。その根拠については岡山県労働組合会議が実施した最低生計費試算調査などに示されておまして、既に委員の皆様も御存知のところだと思います。

私ども岡山県の高等学校に勤務する、あるいは支援学校に勤務する人間の立場から言いますと、実は岡山県は正規の職員の高卒初任給、これも大変低い水準であるということを申し上げたいと思います。

先ほど報告を聞いておりましたら、高卒初任給は17万円ぐらいからという御報告を聞いたと記憶しているのですが、それは様々な手当を入れてのことではないかと思うのですが、基本給だけで見ますと、現時点でも岡山県の行政職、一般職の高卒初任給は15万円余りであります。これを単純に時間給にしますと930円くらいになるんですね。で、この金額が多いか少ないかということですが、高等学校、あるいは特別支援学校に勤務する会計年度任用職員ですね。例えば支援学校の介助員、調理員、あるいは高等学校で様々な業務に携わっておられる校務技術員さん、こういったいわゆる現業職の方々の賃金単価は930円です。高卒初任給が基本になっているんですね。これは私たちの立場からすると、大幅に引き上げられなければならないというふうに考えています。

特に、会計年度職員や国の非常勤職員のように本当に短いスパン、いわゆる時間単価で働く公務員、公務労働者が増えています。こういう方々が本当に生活していけるだけの賃金、これははっきり言ったら我々教職員組合の役割なのですが、それを下支えする最低賃金を是非引き上げていただきたいというふうに思います。

2つ目の意見なんですけれども、全国一律最低賃金。現在は都道府県ごとに賃金が異なっていますね。今回は中央の目安でA、B、C、Dとあって、それぞれ差を付けるのではなくて、すべて28円としているのは私どもとしては一定の評価をしております。

ただ、現状の格差を何とか埋めていただきたいというふうに思うんですね。高校を卒業して大学生でアルバイトをしながら一生懸命

大学に通って、それから社会人になってまいりますが、昨年などはコロナの影響でアルバイトのシフトが減らされて、泣く泣く学業を中断したそんな大学生もいるやに聞いています。

岡山県の隣県、兵庫県ですとか広島県と比較しても、例えばコンビニエンスストア、県が変わったからといって商品の金額が変わるわけではありませんよね。ところが、そこで働くアルバイトの店員は時給が違うわけです。明らかに不合理です。これはやはり今、国際標準になっていると言われている全国一律最低賃金に向けて議論を進めていただきたいというふうに思います。

西田会長

ありがとうございました。

意見書と合わせて、委員から何か御質問はありませんか。

(特になし)

西田会長

よろしいですかね。

どうもありがとうございました。

(岡山県高等学校教職員組合発表者着席)

西田会長

次に、岡山県労働組合会議の方に意見発表をしていただきます。意見発表される方は演台までお進みください。

(岡山県労働組合会議発表者演台へ)

西田会長

同じく5分をめどに意見陳述をお願いします。

では、お願いします。

岡山県労働組合会議

岡山県労働組合会議の事務局長をしておりますと申します。

私の方からはお手元にも皆さまの方に資料として配付されておりますが、要望として、1点目の最低賃金の引上げに関することと、2点目の全国一律制度に改めていくことについて述べさせていただきます。

私たちは最低賃金を今後段階的に1,600円へと引き上げていくことを求めています。

まず、なぜ1,600円なのかという点についてなのですが、皆様のお手元にも私たちが取り組みました岡山県最低賃金試算調査結果というものがあると思うのですが、その結果から、岡山県岡山市内で単身世帯の若者が生活していこうと思ったら、時間給に換算して

1,657円が必要だという結果が出ました。その結果に基づいて1,600円以上は必要だろうということから1,600円という時間給を要求として掲げさせていただいております。

また、この生計費は昨年1年の岡山県以外の茨城県、長野県、沖縄県でも同様の調査が行われました。その結果、全国どこで暮らすとしても月額にすると24万円から25万円、時間給に換算して1,600円程度が必要なんだという結果が示されました。そのことから、私たちは最低賃金を引き上げていくと同時に、全国一律制度へと改めていくことを求めさせていただいております。

現在、最低賃金は、AからDランクまでそれぞれ差があるわけですが、その差があることによって賃金の低い地域からより高い地域へと労働力の人口流出を招いているという実態が起こっています。

今はコロナ禍なので地元に残って働いていきたいといった夢を抱く若い人たちが増えていますが、これがコロナ禍が終息した後どうなっていくか、そういったことも考えていくと、今のうちでできるだけ全国一律へと近づけていく、そういった努力をこの審議会の中でも議論をしていただいて、中央の最低賃金審議会、国に対して意見書などをあげていただければというふうに思っています。

また、コロナ禍で話題になったエッセンシャルワーカーと言われる人たちがいます。こういった人たちの多くが最低賃金に近い時間給で働いているといった実態も告発をされています。私たちが生活をしていく上で欠かせない労働であるにもかかわらず、その労働実態は非常に低廉なものである、そういった実態を解消していかないと、次に新たに起こるであろうパンデミックの被害が、また、そうでなくても災害、そういったものに対応していくのが非常に難しいのではないかとこのふうにも考えております。

私たちが持続可能な生活、持続可能な経済発展、若しくは開発そういったものをしていくためにも、最低賃金は欠かせないものだと考えております。

また、最低賃金を大幅に引き上げていくことで経済への効果もあるのだということが認められています。手元の意見書の中にもその旨が記してありますので、詳しくはそちらを読んでいただければと思うのですが、どういうことかと言いますと、最低賃金を引き上げることによって労働者全体の購買力を引き上げていくことができるので、それだけ消費にお金が回ることになります。消費にお金が回るので、日本の国内の製造業や産業といったものを大きく経済的にも向上させることができる、そういった好循環を生んでいくことが可能になります。この好循環を生み出すためにも購買力の前提条件となっている最低賃金を引き上げて、すべての人たちがまともな生活をしていくことができるフェアな労働条件を構築して

いくことも必要であろうというふうに考えています。

また、私たちの上部団体である全労連ですね、全国一律の最低賃金制度を目指して、法制化を今、視野に入れて運動を進めているところです。基本的な考え方にあるのが、先ほども言いましたように、地域経済を活性化して最終的には日本全体の持続的な発展を可能としていく、そういった循環を見出していくという視点です。

なので、私たちは最低賃金を大幅に引き上げて、全国一律制度へと改めていくことを訴えさせていただいております。

是非、この岡山の地方最低賃金審議会にあっても、コロナ禍による経済危機から脱却していく、そして県民生活を守っていく、この視点から最低賃金を大幅に引き上げて全国一律、最終的には改めていくんだ、そういった視点での議論を行っていただきたいと思いません。以上です。

西田会長

ありがとうございました。

意見書と合わせて、委員から、何か御質問がございますでしょうか。

(特になし)

西田会長

ありがとうございました。

では、傍聴人席にお戻りください。

(岡山県労働組合会議発表者着席)

西田会長

次に、生協労組おかやまの方に意見発表をしていただきます。意見発表される方は演台までお進みください。

(生協労組おかやま発表者演台へ)

西田会長

5分をめぐりにお願いします。

意見発表をお願いします。

生協労組おかやま

生協労組おかやまの■■■■と申します。

私はパート部会の部会長をしております。

今、非正規労働者は全労働者の4割と言われております。皆さん御存知だと思います。

岡山コープの職場でも、正規の仕事が非正規にどんどん振り替えられて、正規は全職員の2割に過ぎません。非正規労働者が事業に

とって欠かせない存在となっておりますが、地方最賃に張り付いた低賃金です。非正規労働者の賃金は主婦の家計補助的収入としての働き方を押し付けられ、最賃近傍の時給に抑えられていますが、今や主婦だけが非正規で働いているわけではありません。労働組合で春闘時期に実施している生活実感アンケートに回答した人の中で、約2割が世帯主と答えています。

私たちの上部団体の生協労連では、パートで働く仲間の生活実態をまとめたパート労働黒書を毎年作成しています。その中からシングルマザーの仲間の声を紹介したいと思います。

30代で配送パートをしています。週30時間の契約です。8歳と3歳の子どもと3人家族です。2年前、下の子が生まれて15日目に夫が突然亡くなりました。夫は持病があり、無保険だったので保険金は0。夫の死後乳児を抱えて仕事もできず、暮らしに困り、実家で同居したが、体調を崩して入院しました。ストレスの原因になっていた実家を出て、築50年の市営住宅で暮らしています。残業しながら月13万円程度のパート収入と遺族年金で生活をしています。旅行や外食にも行けず、自分と子どもの将来がとても不安です。以前子どもに「ほかのお母さんはネックレスやピアスをしているのに、お母さんは何もしていない。」と泣かれ、1つだけ自分への御褒美としてネックレスをした。普段は服も買えず、美容院にも行けないが、子どもにはきれいだと言われたい、と綴っております。

この方は時給1,268円の配送パートですが、私たちが昨年行った最低生計費試算調査では、一人が自立した生活をするためには時給1,600円以上は必要という結果を出しています。幼い子どもを抱えた一人親世帯にとって、長時間働くことはなかなか難しいです。今も岡山県の最賃834円で働いている労働者の困窮度はすぐに想像できると思います。

人間はいつ死ぬか分かりません。死ななくても病気は隣合わせで、病気になった人を責められません。まだまだ社会保障が脆弱な日本です。最低賃金が人間らしい暮らしを保障する額となっていないことを何とかしてほしいと思います。

岡山の最賃834円ではフルタイムで働いたとしても年収160万円程度です。例え1,000円になっても年収200万円ほどですが、賃金の底上げで消費を促し、暮らしの改善につなげることが望めます。私たちは中小企業への支援をしっかりと最賃を引き上げてほしいとも訴えています。

国の政策として最賃の引上げが必要ですが、地方最賃は1,000円を目指して中央の目安に上積みをしていただきたい。そうしないと都市部との賃金格差が縮まりません。最賃の低い地域に企業を誘致するという考え方がありますが、今や最賃の低い地域は人口減が問

題になっています。労働力は都市部に移動し、地方でも賃金を上げないと人を雇うことができなくなっていると思います。岡山でも新店のラーメン屋のアルバイトの時給は950円と張り紙がありました。もう既に最賃を上回る時給が実態になっています。

私たちが行った調査では、全国どこで暮らしても生活に必要な費用はほぼ同じで、時給1,500円以上、年収300万円以上は必要だという結果が出ています。岡山市で普通の暮らしをするには時給1,657円は決してぜい沢な暮らしではなく、ささやかな暮らしを実現するための時給です。憲法が保証する健康で文化的な暮らしを実現することが求められています。

今こそ都市部への人口集中を減らし、地方で暮らしが成り立つ賃金を保証することで地方の経済が活性化していきます。物を買えない人ばかりを増やしては、ますます経済は冷え切ってしまいます。そのためには時給1,000円を目指して上積みをお願いします。

去年は、目安が出されなかったことに地方から格差是正ののろしが上がり、上乘せという形で示されました。今のままでは格差は縮まりません。最賃の地域間格差を縮める議論を是非お願いしたいと思います。以上でございます。

西田会長

ありがとうございました。

意見書と合わせて、委員から御質問はございますでしょうか。

(特になし)

西田会長

ありがとうございました。

では、傍聴人席にお戻りください。

(生協労組おかやま発表者着席)

西田会長

次に、岡山医療生協労組の方に意見発表をしていただきます。意見発表される方は演台までお進みください。

(岡山医療生協労組発表者演台へ)

西田会長

同じく、5分をめどに意見陳述をお願いします。

それでは、お願いします。

岡山医療生協労働組合

岡山医療生協労働組合の■■■■と申します。

最低賃金審議会に初めて出させてもらって、こんなふうにして決

められているのだなと新鮮な気持ちで見させてもらっています。

意見書を読み上げます。

私は岡山医療生協労働組合、これは医療と介護関係の事業所の労働組合なんですけれども、そこで週4回のパートとして働き、この事務などを行っています。

働く人たちの雇用や働き方を守る労働組合はありますが、非正規の立場はまだ弱いです。私自身世帯主で親を扶養していますが、家賃補助や扶養手当は非正規にはないし、特に今、自分がもしコロナ疑いで自宅待機ということになれば、状況によっては生活に支障が出るほどの給与額になってしまうのが実態です。落ち着いて私の実情を見てみると、なかなか本当に綱渡りだなというのが実感で、あまりじっくり考えたくないなというのが実際の気持ちです。

今回初めて2週間の最賃体験に取り組みました。実際にやってみて最賃生活というのは本当にエンゲル係数が高くなるなと感じています。限られたお金の中で生きていこうと思えば、まず食事のことを考えるしかありません。コンビニはもちろん高くて利用できないし、果物を食べることもできません。私はお菓子が好きなんですけど、お菓子もすごく考えながら買いました。男性などはもっと食事の量が必要な人も多いと思うので、もっと大変ではないかと思いました。

私は2週間の途中で夏服を1着買ったために最賃額をオーバーして成功できなかったんですけど、もちろんブランド品を買ったわけではありません。クーポンも使っています。そんな状況です。今はコロナ禍なので、極端に行動が制限されているんですけども、自分の本来の趣味であるカフェに行ったりとか、本を買ったりとか、時々美術館に行ったりとか、そういうことを楽しもうとすると、たちまち最賃生活では立ち行かなくなるということがよくありました。

若い頃も非正規で働いたことがあるのですが、この時にお金がなくて泣く泣く友人の結婚式に出席できなかったということを出しました。これはとてもみじめな思いで、友人にも申し訳なく、自分は一応働いてはいるけれども一人前ではないんだなということを通じて思いました。

つまり、最賃生活は暮らしの中のささやかな楽しみを奪い、人を孤立させ、社会人としての誇りを失わせてしまう可能性があると思います。女性でいえば、今問題になっている生理の貧困のことであつたり、社会的には必要とされることの多い身だしなみについても影響があつたり、また、低賃金が結婚や出産をためらわせる原因になる可能性も大いにあると思います。

では、最賃が1,500円になったら、すごくいいなと思ったんです

けど、実際に計算してみると、私の働き方だとちょっとだけぜい沢できるかな、美容院に少し回数多く行けるかな、お金をためてたまに貧乏旅行に行けるかなという感じです。

最低生計費調査に取り組んだ話が先ほどもありましたけど、この結果を見ても1,600円以上は必要というのは最低生活をしてみて実感としてしっくりきます。

憲法25条では、健康的なだけでなく、文化的な生活というのが保障されていると思います。また、健康というのは身体だけでなく、精神的な意味も当然含まれるはずだと思っています。そう考えると、一定の余暇や娯楽は人として必須なものだと考えます。心身ともに健康を保ちながら働き続け、社会に様々な形で還元できる人を少しでも増やしたり、将来的な労働人口を増やしたりということを展望したら、社会が人として生きるのに必要な賃金を保証するのは不可欠なことではないかと思っています。私たちは全国一律の最賃を目指していますが、まずは、岡山の最低賃金を上げるということが大きな目標であり、岡山の最賃を上げられないということはこの岡山県が人権や社会についてどういうふうに捉えているのか、働く人たちについてどういう存在として見ているのかという姿勢の表れだと言えるのではないかと思っています。なので、このコロナで大変な下で皆さんがどういう考えをされるのか、県民としてしっかり見させていたいただきたいと思っています。よろしくお願いします。以上です。

西田会長

ありがとうございました。

意見書と合わせて、委員から何か御質問はありませんか。

(特になし)

西田会長

ありがとうございました。

では、傍聴人席にお戻りください。

(岡山医療生協労組発表者着席)

西田会長

最後に、労働組合マスカットユニオンの方に意見発表をしていただきます。

意見発表される方は演台までお進みください。

(労働組合マスカットユニオン発表者演台へ)

西田会長

5分をめぐりに意見陳述をお願いします。

岡山マスカットユニオン

皆さんこんにちは。私は岡山県内の主に非正規の労働者で組織されています労働組合岡山マスカットユニオンの副委員長をさせていただきますと申します。

まず申し述べておきたいことがございまして、私は何度かここに来ているのですが、昨年度と一昨年度と場所のことはよく覚えていませんが、広さは大体同じ部屋ですね。何が言いたいかというと、3密について、政府も言っているのに、少なくとも我々に対しては配慮がなされていないんじゃないかと。委員の皆様方には透明の衝立が用意されていますけど、私たちにはないんですよ。郵便局や図書館でもかなり間を空けているようにしているのだけど、それもされていないわけですし、我々だって遊びで来ているんじゃないくて、岡山県内の労働者のためにいわば公の職務としてきているわけなんですから、我々に対して委員の皆さんと同じ程度にも配慮がなされていないというのは、これはどういうことなんでしょうかと、まず1つ言いたいわけですし。

政府は確かにテレワークを推奨していますが、実際のところ企業はすべての日がテレワークというわけでは必ずしもないようであり、さらに困ったことに、東京に本社を持つ大企業は地方の営業所や支店のスタッフを上京させて往来させることを今なお続けているわけであり、東京ではいよいよ新たな感染者が日に3,000人になっているにもかかわらず、どういうふうになるのか私は存じ上げませんが、東京では確かに主要な労組が要求してありました最低賃金1,000円は実現はされましたが、そうすると東京へ出稼ぎに行く人、ますます東京との往来をしなければいけない人が出てきて、コロナがよりまき散らされることになるんじゃないでしょうか。

では、私たちの要求を具体的に提起します。早急に時給1,500円以上にすること。しかもその金額が税や社会保険料などの公課を除いても1,200円以上であるようにすること。そして、我々の労組の構成組合員に多い非正規、いわゆる非正規雇用、短期雇用、臨時雇用、日雇いとといった雇用の不安定な労働者はそもそも労働時間を低く抑えられていることが多くありまして、かつ、社会保険などの整備されていないことが多いわけであり、整備されていないというのが制度がないという意味ではなくて、いわゆるブラックで、保険に入っていないという意味であり、ですから、生活安定のため、より切実にセーフティーネットである最低賃金が高くないと怖いわけであり、今、私がここにいるときコロナの感染

を恐れているのと同じぐらい怖いわけですし、だから、不安定な立場にある方については最低賃金はより高くあるべきであると考えます。もちろん政府の様々な施策も補って必要でございますけど。

そして、コロナ禍によって雇用、賃金の減った労働者や、東日本大震災や、西日本大水害によって生活基盤を破壊された大規模被災者などについては、期間の定めのない直接雇用されるまでの間、雇用促進補助制度の導入と合わせ最低賃金を大幅に高い水準にしなければならないと考えます。

そして、最低賃金審議会でなされた議論については中央では確かにホームページに pdf で公表されていますが、地方の最低賃金審議会においても早急に専門部会を含めた審議の全面公開、今は現状一部公開です。そして公聴会の開催、議事録の全面公開など開かれた運営方法。できるだけ広範囲な労働者階級が議論に参加できる方法に改める措置を行うべきであること。

そして、先ほども言われましたが、審議会の本審省略を行わず、十分に手間と時間をかけた審議を行うこと。一昨年ごろから原爆の日辺りに大方決められているようでございます。やはり少々時間をかけても丁寧に議論は行うべきであると考えます。

そしてワーキング・プアと呼ばれる層の労働者と関わる機会が比較的多い合同一般労組の代表者を労働者代表委員に選任してほしいということです。

そして、そもそも最低賃金審議会の開催の事実や予定、そして意見書提出ができること、意見陳述ができること、傍聴異議申立書提出の機会などがあることを新聞、マスコミに広告を出すことにより、広く市民に広報すること。

そして、こういったことはすぐには実現が難しいかもしれませんが、1から6の方向で、最低賃金の水準維持を目的とした助成金制度の創設といった全国全環境一律の新しい賃金、最低賃金制を確立するように厚生労働省及び中央最低賃金審議会に要請していただきたいということ。以上でございます。

西田会長

ありがとうございました。

意見書と合わせ、委員から何か御質問はありませんか。

子安部長

冒頭に御指摘のありました傍聴人の方々への配慮、そういった措置が足りなかったことについては事務局を代表しておおび申し上げます。

できる限り改善を図ってまいります。申し訳ございませんでした。

西田会長

本日、中央最低賃金審議会の目安の答申の説明がありましたが、中賃公益委員の見解等を踏まえ、岡山県内の企業活動、労働者の実情を十分踏まえて今後の審議をお願いいたします。

次回、第 492 回岡山地方最低賃金審議会につきましては、岡山県最低賃金専門部会の審議結果が全会一致とならなかった場合に開催し、部会から報告が行われることとなります。この場合公開として開催します。

なお、答申後、岡山県最低賃金の改正に係る異議の申出があった場合も、当該申出について、審議会を開催することとなりますが、皆さんの忌たんのない御意見をいただく必要があると考えますので、昨年度までと同様に非公開とします。

ほかになければ、これで第 491 回岡山地方最低賃金審議会を終わります。